

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

★注意！「陳述」欄の「口自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など（なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。）にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

令和6年（ケ）第22号 ①
(物件1～3)

売却単位について

令和6年（ケ）第22号事件は、売却対象が次のとおり2単位に分かれています。

- ① 物件1～3
- ② 物件4～6

本ファイルは売却単位①（物件1～3）についてのものですので、入札の際には、再度、物件番号をご確認ください。

評価書の記載について

本件の評価書としては、補充評価書をご覧ください。

さいたま地方裁判所第3民事部不動産執行係

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 20 日

さいたま地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 4 日から 令和 7 年 6 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 6 月 18 日 午前 10 時 00 分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 7 月 2 日 午前 10 時 00 分 さいたま地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 23 日 午前 9 時 10 分から 令和 7 年 6 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 20 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	137,380,000 109,904,000	一括	27,476,000	1,444,538	356,691
1	23,930,000				
2	15,720,000				
3	97,730,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 川口市坂下町二丁目
 地 番 5 3 7 番 1
 地 目 宅地
 地 積 4 4 2. 9 7 平方メートル

- 2 所 在 川口市坂下町二丁目
 地 番 5 3 7 番 2
 地 目 宅地
 地 積 2 9 2. 2 9 平方メートル

- 3 所 在 川口市坂下町二丁目 5 3 7 番地 2、5 3 7 番地 1
 家屋 番号 5 3 7 番 2
 種 類 共同住宅 店舗
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根コンクリート屋根 5 階建
 床 面 積

1 階	2 2 0. 4 5 平方メートル
2 階	2 9 6. 3 7 平方メートル
3 階	2 9 6. 3 7 平方メートル
4 階	2 9 6. 3 7 平方メートル
5 階	1 7 7. 6 6 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 4月25日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3】

別紙賃借権目録のとおり

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

別紙占有者目録のとおり

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 川口市坂下町二丁目
 地 番 5 3 7 番 1
 地 目 宅地
 地 積 4 4 2. 9 7 平方メートル

- 2 所 在 川口市坂下町二丁目
 地 番 5 3 7 番 2
 地 目 宅地
 地 積 2 9 2. 2 9 平方メートル

- 3 所 在 川口市坂下町二丁目 5 3 7 番地 2、5 3 7 番地 1
 家屋 番号 5 3 7 番 2
 種 類 共同住宅 店舗
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根コンクリート屋根 5 階建
 床 面 積

1 階	2 2 0. 4 5 平方メートル
2 階	2 9 6. 3 7 平方メートル
3 階	2 9 6. 3 7 平方メートル
4 階	2 9 6. 3 7 平方メートル
5 階	1 7 7. 6 6 平方メートル



賃借権目録

物件 番号	範囲	賃借人	期 限	賃料 (月額)	敷金・保証金	備 考
3	101 号室	株式会社 あかつき	定めなし	22万円	敷金 64万8000円	左記賃借権は最先の賃借権である。
3	201 号室	B	令和6年4月23日	8万5000円	敷金 17万円	左記賃借権は最先の賃借権である。 期限後の更新は買受人に対抗できる。
3	205 号室	シャープ マーケティング株式会 社	令和7年1月21日	8万5000円	敷金 17万円	左記賃借権は最先の賃借権である。 期限後の更新は買受人に対抗できる。
3	206 号室	E	定めなし	8万5000円	敷金 8万5000円	左記賃借権は最先の賃借権である。
3	302 号室	G	令和6年9月30日	8万5000円	敷金 8万5000円	左記賃借権は最先の賃借権である。 期限後の更新は買受人に対抗できる。
3	303 号室	I	令和6年5月21日	8万5000円	敷金 8万5000円	左記賃借権は最先の賃借権である。 期限後の更新は買受人に対抗できる。
3	305 号室	J	定めなし	8万5000円	敷金 17万円	左記賃借権は最先の賃借権である。
3	403 号室	N	令和6年6月7日	8万7000円	敷金 17万4000円	左記賃借権は最先の賃借権である。 期限後の更新は買受人に対抗できる。
3	503 号室	R	令和6年12月24日	8万5000円	敷金 17万円	左記賃借権は最先の賃借権である。 期限後の更新は買受人に対抗できる。

※いずれも賃料前払なし、特約なし。

占有者目録

物件 番号	範囲	占有者	備考
3	102 号室	本件所有者	
3	202 号室	本件所有者	
3	203 号室	本件所有者	
3	301 号室	F	左記占有者の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代 金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
3	306 号室	本件所有者	
3	401 号室	株式会社リロケーショ ン・ジャパン	左記占有者の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代 金納付日から6か月間明渡しが猶予される。
3	402 号室	L	左記占有者の賃借権は、正常なものとは認められな い。
3	405 号室	本件所有者	
3	406 号室	本件所有者	
3	501 号室	本件所有者	
3	502 号室	本件所有者	

令和6年(ケ)第22号
令和6年3月15日受理
令和6年5月29日提出

現況調査報告書
(物件1～3)

さいたま地方裁判所
執行官 山中宏之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 川口市坂下町二丁目
 地 番 537番1
 地 目 宅地
 地 積 442.97平方メートル

- 2 所 在 川口市坂下町二丁目
 地 番 537番2
 地 目 宅地
 地 積 292.29平方メートル

- 3 所 在 川口市坂下町二丁目 537番地2、537番地1
 家屋 番号 537番2
 種 類 共同住宅 店舗
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根コンクリート屋根5階建
 床 面 積

1階	220.45平方メートル
2階	296.37平方メートル
3階	296.37平方メートル
4階	296.37平方メートル
5階	177.66平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	埼玉県川口市坂下町2丁目6番16号	
土地	物件1、2	
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 宅地（物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件1、2土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	1 物件1の北側部分は居住者用駐車場として使用されている。 2 物件2の南東角に電柱がある。 3 目的土地と接する地番540土地との間に設置されているブロック塀の一部が割れて鉄筋が露わになっている箇所がある。	
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物）	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

（注） チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （2枚目）

(占有関係用〈多占〉)

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲	占有 状況	関係人の陳述／提示文書の要旨，執行官の意見 等					
	占有者		占有開始 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃 料 敷金等	特 約 等 その他の陳述等 等 執行官の意見
3	☐ 全部 ☒ 101号室	☐ 居 ☐ 事 ☒ 店 ☐ 倉 ☐ 他	平30・3・1	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☒ 法	☒ 月 ☐ 年 220,000円	
	株式会社A		自 令6・3・1 至 期間の定めなし				☒ 敷 ☐ 保 648,000円	
3	☐ 全部 ☒ 102号室	☐ 居 ☒ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令 ・ ・	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	
	(空室)		自 令 ・ ・ 至 令 ・ ・				☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 201号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	平24・4・24	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☒ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 85,000円	ベランダ雨樋にヒビあり
	B		自 令4・4・24 至 令6・4・23				☒ 敷 ☐ 保 170,000円	
3	☐ 全部 ☒ 202号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令 ・ ・	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	トイレ、浴室ドアに破損がある。
	(空室)		自 令 ・ ・ 至 令 ・ ・				☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 203号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令 ・ ・	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	
	(空室)		自 令 ・ ・ 至 令 ・ ・				☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 205号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	平29・1・22	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☒ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 85,000円	入居者はD 猫2匹飼育
	シャープマ ーケティング 株式会社		自 令5・1・22 至 令7・1・21				☒ 敷 ☐ 保 170,000円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈多占〉)

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述／提示文書の要旨，執行官の意見 等					
			占有開始	占有	貸主	更新 種別	賃 料 敷金等	特 約 等 その他の陳述等 等 執行官の意見
			現在の契約	権原				
3	☐ 全部 ☒ 206号室	☐ 居 ☐ 事 ☒ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令2・4・4	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☒ 法	☒ 月 ☐ 年 85,000円 ☒ 敷 ☐ 保	入居者はEの親族
	E	自 令4・4・4 至 期間の定めなし				85,000円		
3	☐ 全部 ☒ 301号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令5・5・5	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 70,000円 ☒ 敷 ☐ 保	
	F	自 令5・5・5 至 令7・5・4				70,000円		
3	☐ 全部 ☒ 302号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	平28・10・1	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☒ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 85,000円 ☒ 敷 ☐ 保	郵便受け表示の「H」は内妻の姓、「藤興行」「大行設備」はGが個人事業で使用する屋号
	G	自 令4・10・1 至 令6・9・30				85,000円		
3	☐ 全部 ☒ 303号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	平16・5・22	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☒ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 85,000円 ☒ 敷 ☐ 保	
	I	自 令4・5・22 至 令6・5・21				85,000円		
3	☐ 全部 ☒ 305号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	平29・8・11	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☒ 法	☒ 月 ☐ 年 85,000円 ☒ 敷 ☐ 保	トイレ戸に破損あり
	J	自 令5・8・11 至 期間の定めなし				170,000円		
3	☐ 全部 ☒ 306号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令 ・ ・	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円 ☐ 敷 ☐ 保	洗濯機、布団等があり所有会社宛ての水道、ガス使用料お知らせも存在した。
	(空室)	自 令 ・ ・ 至 令 ・ ・				円		

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈多占〉)

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲	占有 状況	関係人の陳述／提示文書の要旨，執行官の意見 等					
	占有者		占有開始	占有 権原	貸主	更新 種別	賃 料	特 約 等 その他の陳述等 等 執行官の意見
			現在の契約				敷金等	
3	☐ 全部 ☒ 401号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令3・3・20	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☒ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 85,000円	入居者はK 窓ガラスヒビ2箇所 犬、猫各1匹飼育
	株式会社リ ロケーショ ンジャパン		自令5・3・20 至令7・3・19				☒ 敷 ☐ 保 170,000円	
3	☐ 全部 ☒ 402号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令元・12・24	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	調査時に在室していたのは Lの夫M（その陳述内容は 7枚目のとおり） 調査時に犬の鳴声がした。 非正常と認定した。
	L		自令・・ 至令・・				☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 403号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	平16・6・8	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☒ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 87,000円	
	N		自令4・6・8 至令6・6・7				☒ 敷 ☐ 保 174,000円	
3	☐ 全部 ☒ 405号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令・・	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	浴室扉が外れる故障あり
	(空室)		自令・・ 至令・・				☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 406号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令・・	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	
	(空室)		自令・・ 至令・・				☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 501号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令・・	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	
	(空室)		自令・・ 至令・・				☐ 敷 ☐ 保 円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈多占〉)

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲	占有 状況	関係人の陳述／提示文書の要旨，執行官の意見 等					
	占有者		占有開始 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃 料 敷金等	特 約 等 その他の陳述等 等 執行官の意見
3	☐ 全部 ☒ 502号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令 . .	☒ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	LD、南側洋室の床に数 か所の傷みがある。南 側洋室の窓にヒビが入 っている。
	(空室)		自令 . . 至令 . .				☐ 敷 ☐ 保 円	
3	☐ 全部 ☒ 503号室	☒ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	平16・12・25	☐ 所 ☒ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☒ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☒ 合 ☐ 自 ☐ 法	☒ 月 ☐ 年 85,000円	
	R		自令4・12・25 至令6・12・24				☒ 敷 ☐ 保 170,000円	
	☐ 全部 ☐ 号室	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令 . .	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	
			自令 . . 至令 . .				☐ 敷 ☐ 保 円	
	☐ 全部 ☐ 号室	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令 . .	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	
			自令 . . 至令 . .				☐ 敷 ☐ 保 円	
	☐ 全部 ☐ 号室	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令 . .	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	
			自令 . . 至令 . .				☐ 敷 ☐ 保 円	
	☐ 全部 ☐ 号室	☐ 居 ☐ 事 ☐ 店 ☐ 倉 ☐ 他	令 . .	☐ 所 ☐ 賃 ☐ 使 ☐ 転 ☐ 他	☐ 所 ☐ 務 ☐ 借 ☐ 他	☐ 合 ☐ 自 ☐ 法	☐ 月 ☐ 年 円	
			自令 . . 至令 . .				☐ 敷 ☐ 保 円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 管理会社代表者	1 昨年秋の先行事件の調査の際にお話ししたとおり、当社は前所有者である有限会社ファッションハトから管理を任されていたところ、同社の代表取締役が適法な手続を経ずに代わり、その後に目的物件の所有権が移転したと聞いており、その所有権移転には法的に問題があると認識している。そのため当社が管理会社として受領した家賃は新所有者には渡さずに当社で保管しています。供託という方法もあるかと思いますが、弁護士の指示でそのように対応しています。また所有権移転以降の新規入居・更新契約の処理は行っていないが、従前からの入居者が退去する場合には、当社が窓口となって退去処理を行っており、鍵も当社がお預かりしています。先行事件調査後に退去したのは102号室（令和6年2月末）、202号室（令和6年3月末）、405号室（令和5年12月16日）、406号室（令和6年3月18日）、502号室（令和5年12月25日）となっています。先行事件調査の際に提出した賃貸借契約書以外に新たに提出できる資料等はありません。なお多忙のため空室の調査への立会いはできないので技術者により解錠して調査していただいで構いません。
■ M (402号室在宅者)	1 私たちがここに居住している権原等についてお話しするところは ありません。
■ F (301号室賃借人)	1 私は外出中であり今在宅しているのは私の両親です。両親は日本語が分からないので訪問者があっても対応しないように伝えてあります。執行官の手紙は見ましたが、前回は対応しているので再度対応する必要はないと考えていました。契約関係に変更はありません（調査時電話聴取）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7 枚目)

執行官の意見

- 1 目的物件の状況は、公図、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件3各室の占有関係について管理会社代表者に電話聴取したところ、先行事件調査後に退去した賃借人はあるものの新たに入居した賃借人はなく契約更新処理も行っていないとのことであったため、先行事件で提出された契約書をもとに現地調査を実施した。

管理会社代表者の陳述のとおり102号室、202号室、405号室、406号室、502号室は新たに空室になっていた。また前所有会社代表者の親族が所有権移転後も居住を続けていた402号室は先行事件調査時と占有状況に変化はなくその占有は正常なものではないと認定した。

上記調査の結果、目的物件の占有関係については2～6枚目のとおり報告する。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(8枚目)

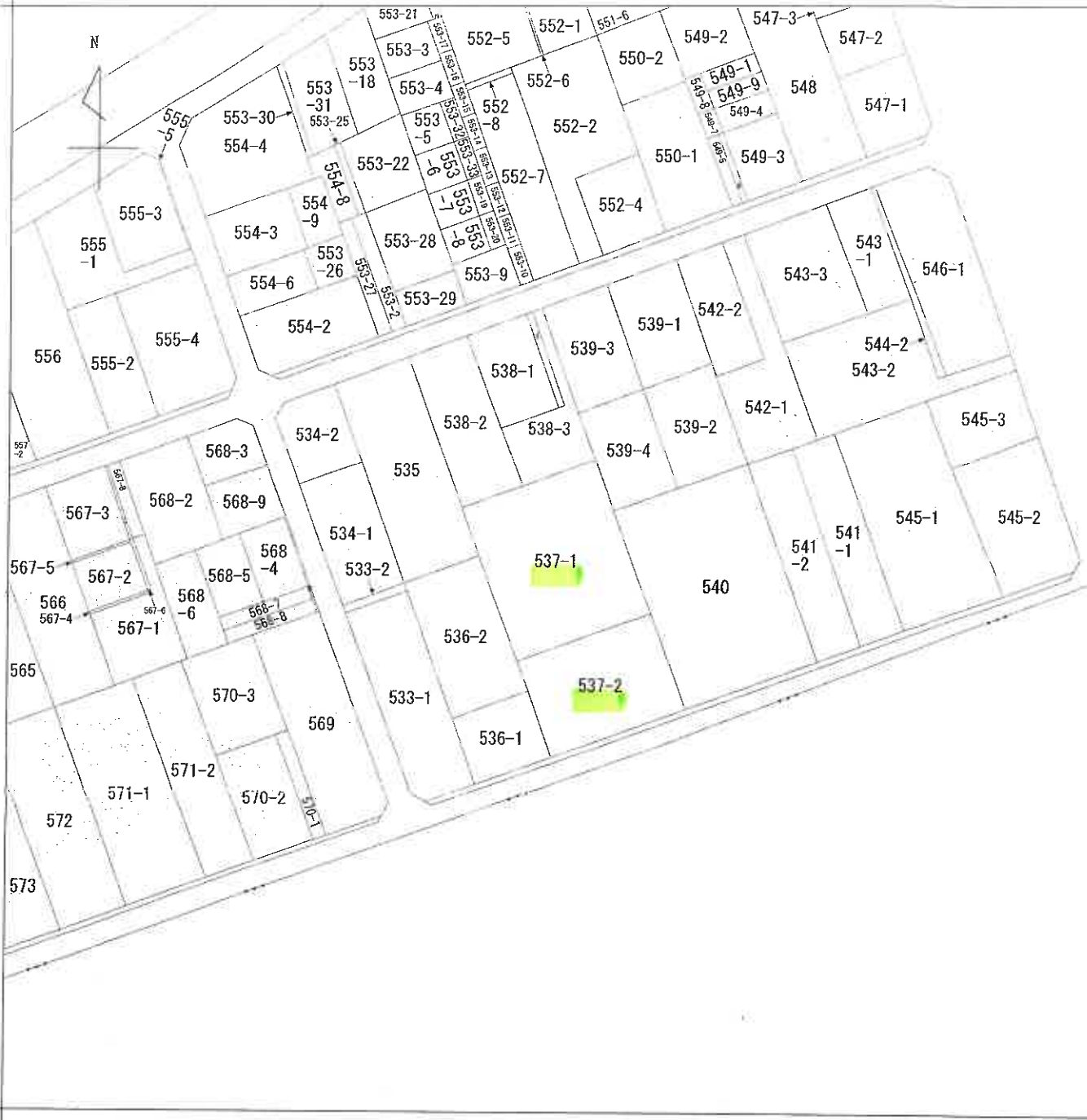
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年3月22日(金) 11:45-11:50	物件所在地	物件特定、占有確認、外観撮影
令和6年4月2日(火) 15:30-15:40		管理会社代表者を電話聴取
令和6年4月12日(金) 15:50-16:00	物件所在地	各室に連絡文書投函
令和6年4月16日(火) 15:00-15:45	物件所在地	201, 206, 303, 401, 403号室占有者立ち会いのもと 物件調査、写真撮影
令和6年4月16日(火) 16:50-17:00	執務室	所有会社に占有状況照会書郵送(回答なし)
令和6年4月21日(日) 10:00-11:00	物件所在地	101, 402, 503号室占有者立ち会いのもと物件調 査、写真撮影, 102, 202, 203, 301, 306, 405, 406, 501, 502号室に連絡文書(解錠予告)投函
令和6年4月23日(火) 19:20-19:30	物件所在地	205, 305号室占有者立ち会いのもと物件調査, 写 真撮影
令和6年4月27日(土) 13:00-13:10	物件所在地	302号室占有者立ち会いのもと物件調査, 写真撮 影
令和6年4月30日(火) 9:30-10:30	物件所在地	102, 202, 203, 301, 306, 405, 406, 501, 502号室 物件調査, 写真撮影, 301号室賃借人電話聴取
令和6年5月24日(金) 13:10-13:15	法務局本局	占有会社の履歴全部事項証明書取得
(特記事項) ■ 令和6年4月21日、23日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ■ 令和6年4月30日 102, 202, 203, 306, 405, 406, 501, 502号室は不在かつ施錠されており、 301号室は施錠されていたので、それぞれ立会人を立ち合わせ、技術者 に解錠させて建物内に立ち入った。		

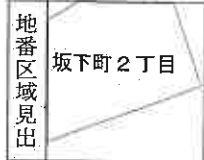
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(9枚目)

イ 538-4 ハ 553-1 ホ 568-1
ロ 549-6 ニ 567-7



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	川口市坂下町二丁目			地番	537番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日				備付年月日(原図)	補記事項	旧土地台帳附属地図		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局川口出張所管轄)

令和6年2月1日

横浜地方法務局

地図整理番号：M46308

登記官

(1/1)

A3判をA4判に縮小

(10枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま市地方事務局川口出張所管轄)
令和6年2月1日 横浜地方事務局

登記官

(11 枚目)

0333475

各階平面図

H2.10.30

537-2

家屋番号

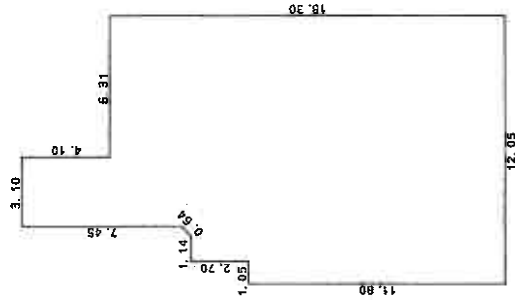
建物各階平面図

建物の所在 鳩ヶ谷市坂下町2丁目537番地2、537番地1

1/2

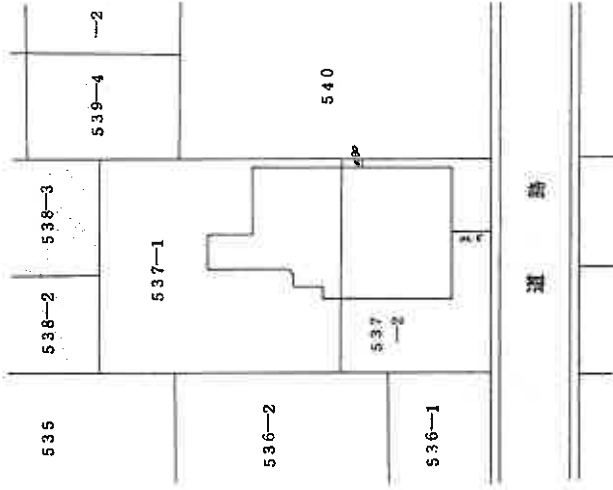


1 階



求積表

3.10	X	4.10	=	12.7100
9.41	X	3.80	=	35.7580
11.00	X	2.70	=	29.7000
12.05	X	11.80	=	142.1900
0.45	X	0.45/2	=	0.1012
合 計				220.4592
床面積				220.45 m ²



道 路

作製者

土地調査士
家屋

縮尺 1/250

平成2年10月26日作製

申請人

縮尺 1/500

(埼玉県土地家屋調査士会用品)

- (1) 平成23年10月13日
この図面に記録されている建物の全部又は一部に
ついてその所在又は家屋番号が変更された、
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

(12 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方裁判所川口出張所管轄)
令和6年2月1日 横浜地方裁判所

登記官

(13 枚目)

0333476

各 階 平 面 図

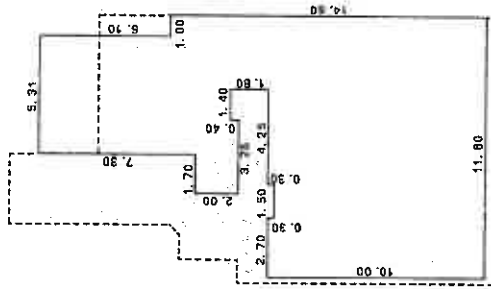
142.10.30

家屋番号 537-2

建物の所在 鳩ヶ谷市坂下町2丁目537番地2, 537番地1

建 物 図 面
各 階 平 面 図

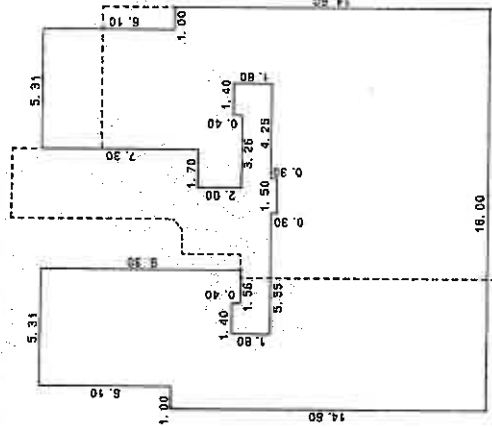
5 階



求 積 表

5.31	X	6.10	=	32.3910
6.31	X	1.20	=	7.5720
8.01	X	1.60	=	12.8160
3.26	X	0.40	=	1.3040
3.35	X	1.80	=	6.0300
7.60	X	0.30	=	2.2800
2.70	X	0.30	=	0.8100
11.80	X	9.70	=	114.4500
合 計				177.6630
床面積				177.66 m ²

2階, 3階, 4階各階同型



求 積 表

5.31	X	6.10	=	32.3910
6.31	X	1.20	=	7.5720
8.01	X	1.60	=	12.8160
3.26	X	0.40	=	1.3040
3.35	X	1.80	=	6.0300
7.60	X	0.30	=	2.2800
1.56	X	0.40	=	0.6240
5.31	X	6.10	=	32.3910
6.31	X	2.80	=	17.6680
3.35	X	1.80	=	6.0300
8.90	X	0.30	=	2.6700
18.00	X	9.70	=	174.6000
合 計				296.3760
床面積				296.37 m ²

作 製 者

土地調査士
家屋調査士

縮尺 1/250

平成2年10月27日(作製)

(埼玉土地家屋調査士会 用紙)

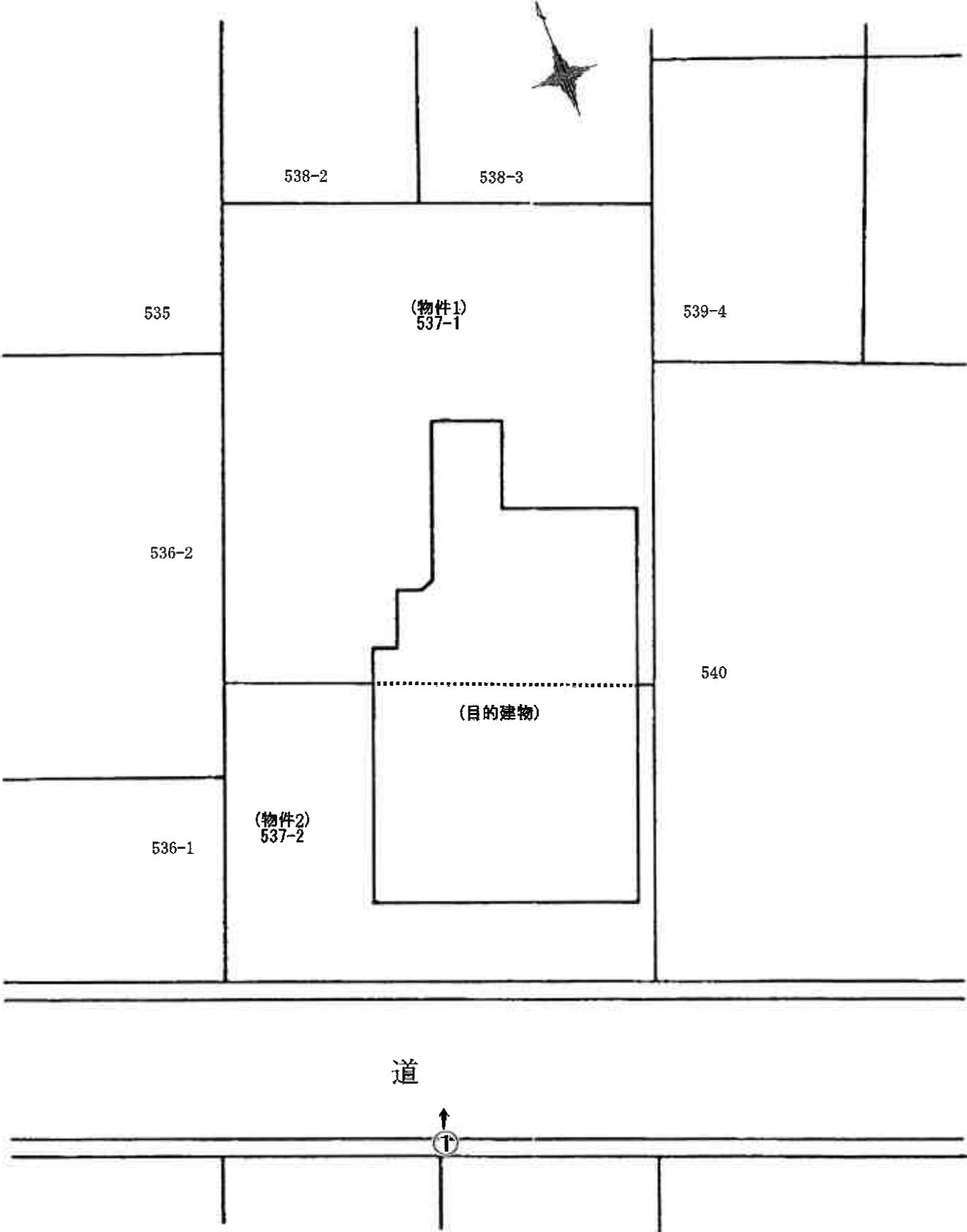
申 請 人

縮尺 1/250

- (1) 平成23年10月13日、
この図面に記録されている建物の全部又は一部に
ついてその所在又は家屋番号が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

土地建物位置関係図

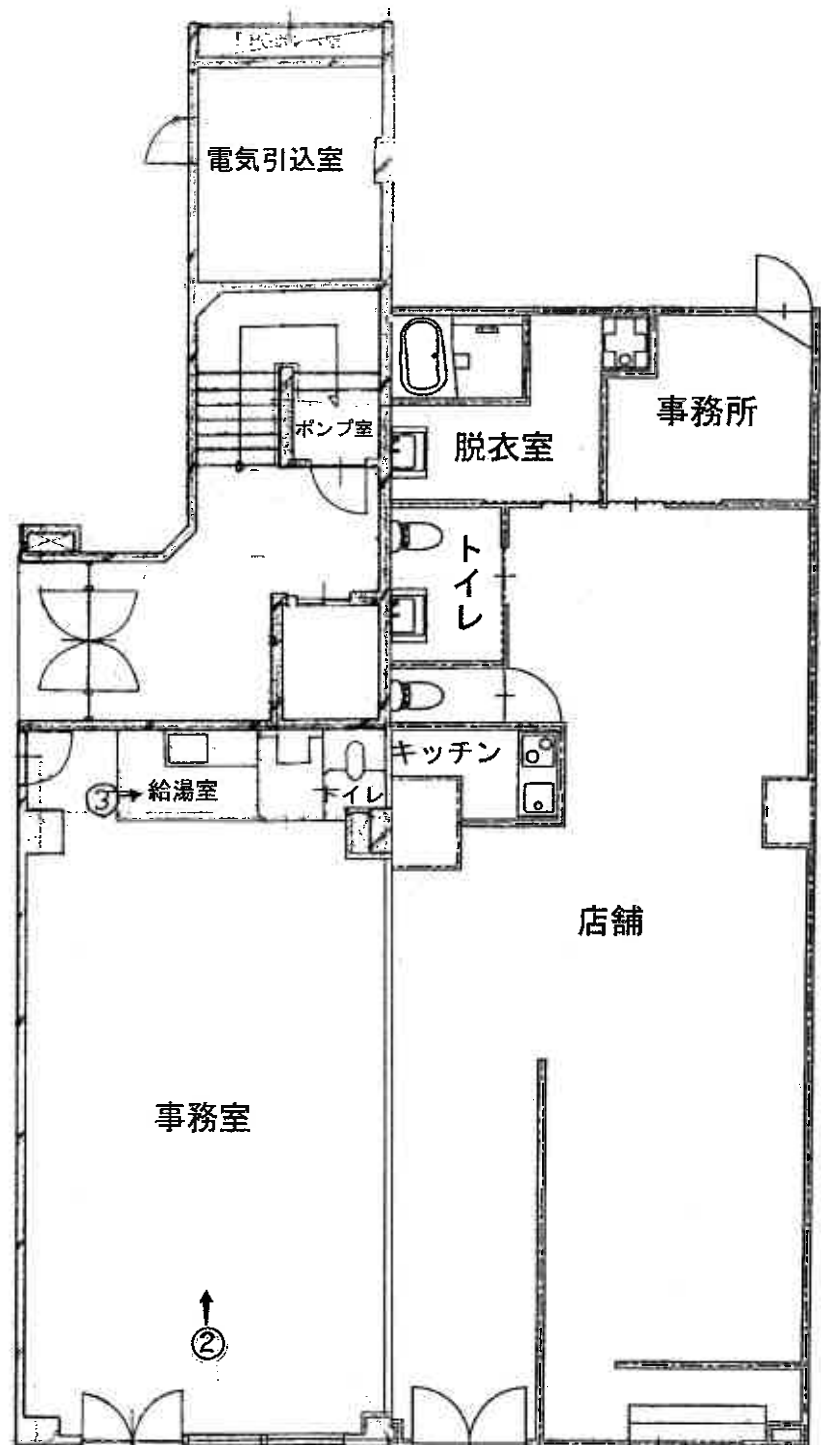
(写真撮影位置 ○→)



建物見取図

(写真撮影位置 ○→)

1 階



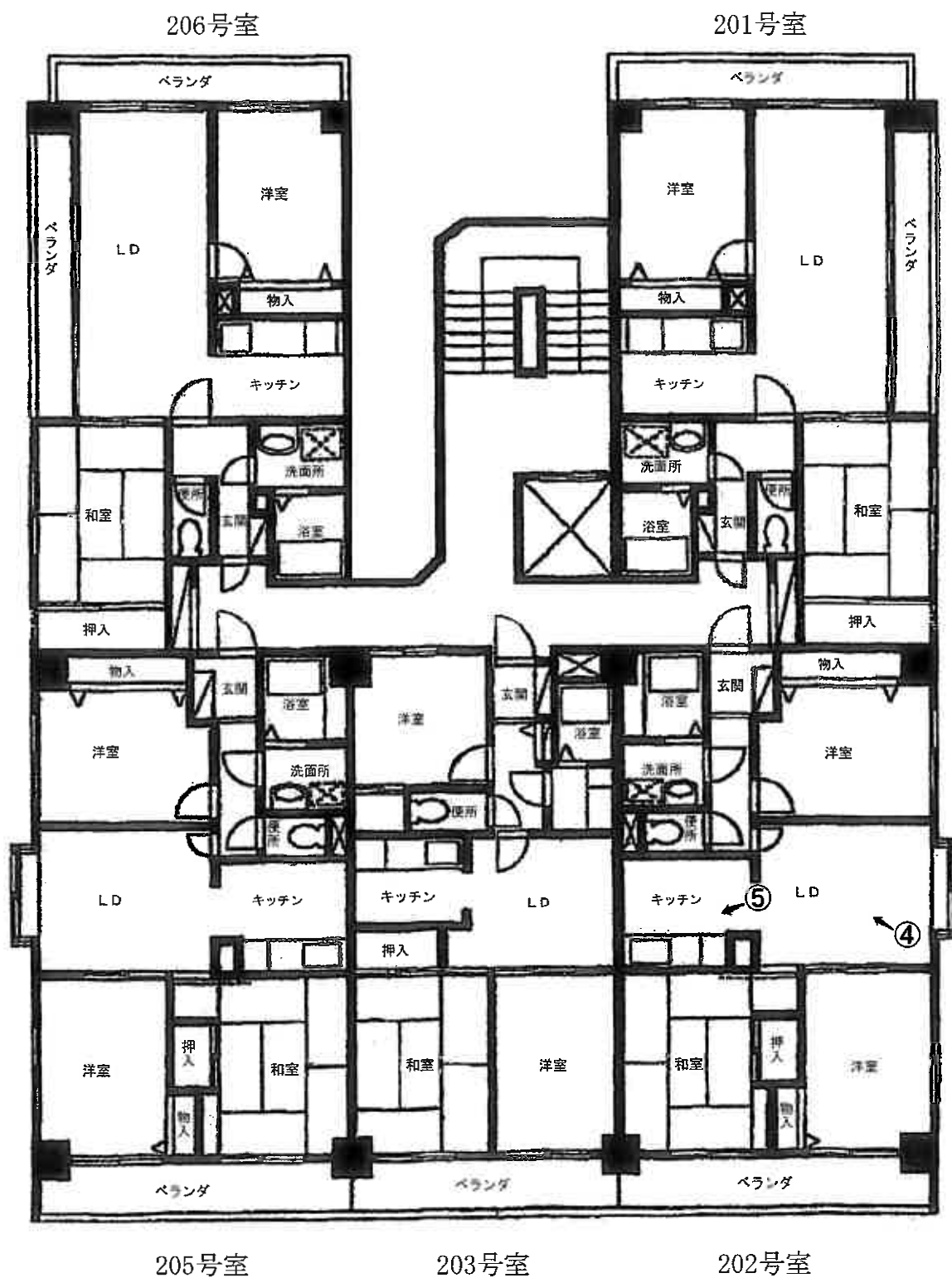
102号室
(16枚目)

101号室

建物見取図

(写真撮影位置 ○→)

2階



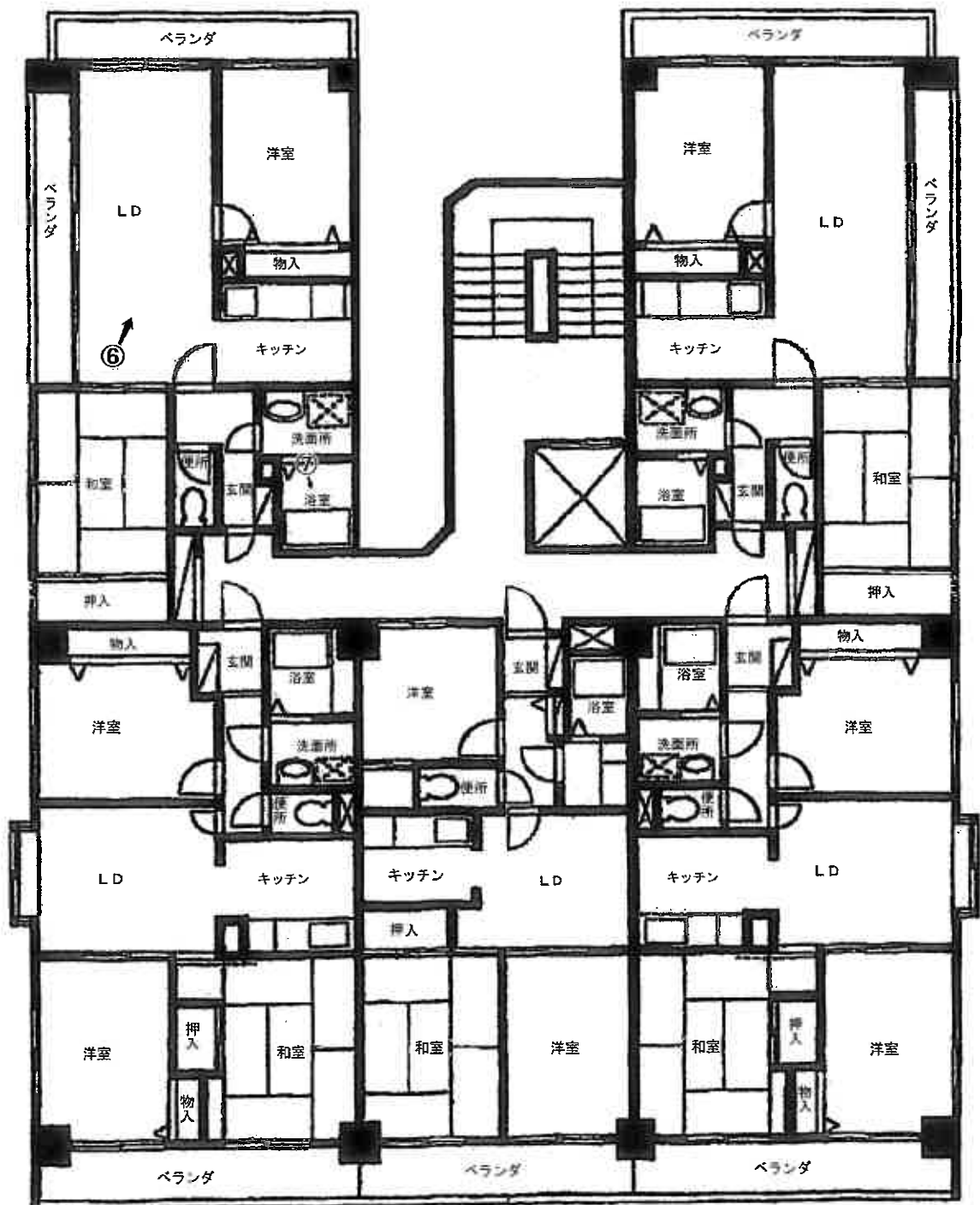
建物見取図

(写真撮影位置 ○→)

3階

306号室

301号室



305号室

303号室

302号室

(18枚目)

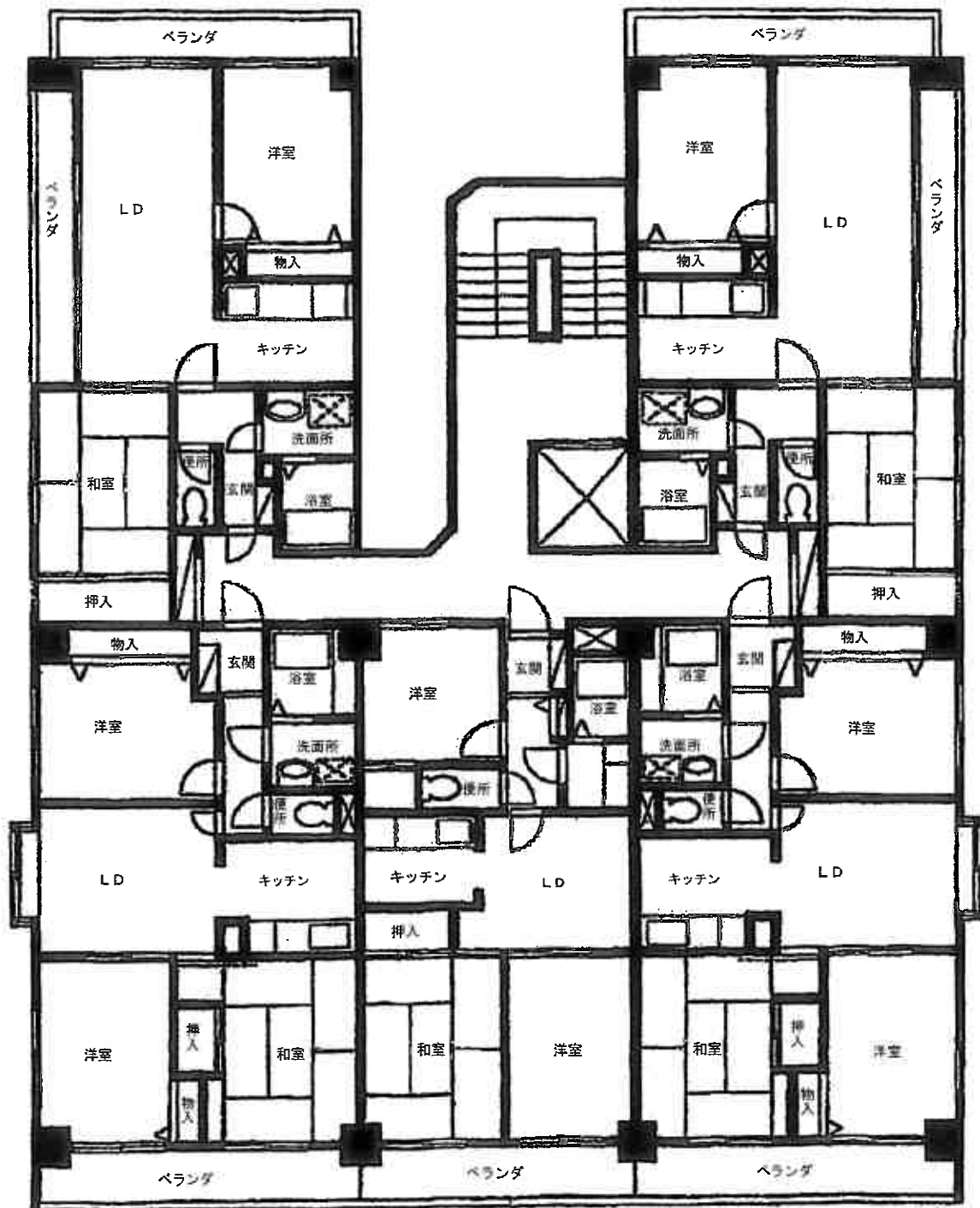
建物見取図

(写真撮影位置 ○→)

4階

406号室

401号室



405号室

403号室

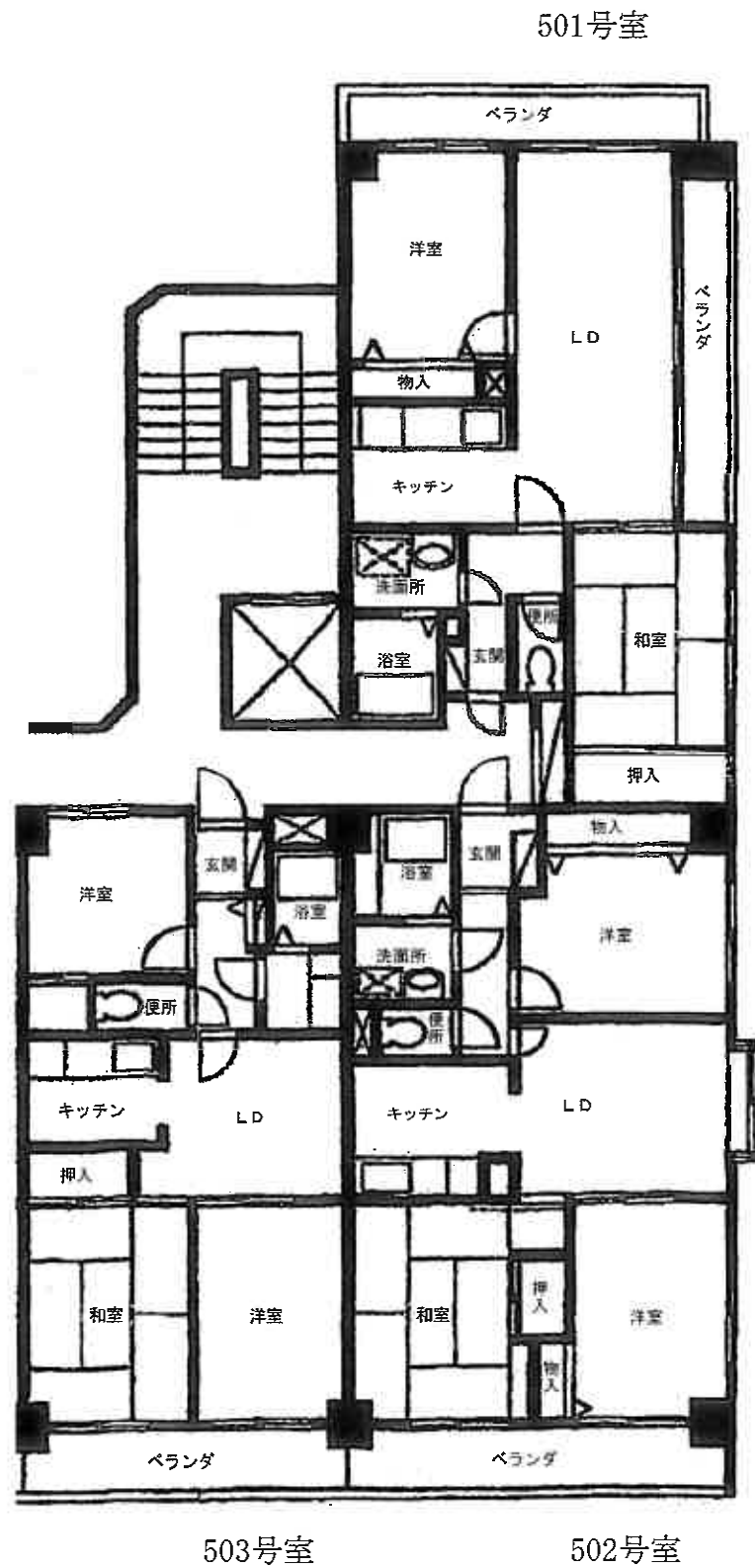
402号室

(19枚目)

建物見取図

(写真撮影位置 ○→)

5階



(20枚目)



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦

令和 6 年（ケ）第 22 号

令和 7 年 4 月 18 日 提出

さいたま地方裁判所 御中

補 充 評 価 書

2 分冊の 1（物件 1～3）

評価人 不動産鑑定士
松 本 竜 一 印

物 件 目 録

- 1 所 在 川口市坂下町二丁目
 地 番 537番1
 地 目 宅地
 地 積 442.97平方メートル

- 2 所 在 川口市坂下町二丁目
 地 番 537番2
 地 目 宅地
 地 積 292.29平方メートル

- 3 所 在 川口市坂下町二丁目 537番地2、537番地1
 家屋 番号 537番2
 種 類 共同住宅 店舗
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根コンクリート屋根5階建
 床 面 積

1階	220.45平方メートル
2階	296.37平方メートル
3階	296.37平方メートル
4階	296.37平方メートル
5階	177.66平方メートル

4 所 在 川口市朝日二丁目
 地 番 26番1



先行事件（令和5年（ケ）第171号）事件につき、令和5年12月14日付で評価しました評価書＜2分冊の2（物件4～6）＞の内容を下記のとおり補充致します。

記

1. 先行事件（令和5年（ケ）第171号）における評価後の事情変更を考慮した評価額を求めるため、評価書1頁以降を次のとおり補充する。

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1 3 7, 3 8 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2 3, 9 3 0, 0 0 0 円
物件2 (土地)	金 1 5, 7 2 0, 0 0 0 円
物件3 (建物)	金 9 7, 7 3 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所 在 家 屋 番 種 号 構 類 床 面 造 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	埼玉高速鉄道線「鳩ヶ谷」駅の東方約550m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	中小規模一般住宅、アパート、マンション、店舗、駐車場等が混在する地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 特になし
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	735.26㎡ ほぼ長方形 平坦 特になし
接面道路の状況	南西約9m舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	(物件3)建物の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : なし 下 水 道 : あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	①物件1の北側部分は居住者用駐車場として使用されている。 ②物件2の南東角に電柱がある。 ③目的土地と接する土地（地番540番）との間に設置されているブロック塀の一部が割れて鉄筋が露わになっている箇所がある。 ④周知の埋蔵文化財包蔵地内にあり、建物の建築等にあたっては文化財保護法に基づく届出・調査等が必要となる。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載）：平成2年8月21日新築 経過年数：約35年 経済的残存耐用年数：約10年
仕 様	構造：鉄筋コンクリート造 屋根：陸屋根コンクリート屋根 外壁：タイル貼り、その他 内壁：クロス貼り、その他 天井：クロス貼り、その他 床：フローリング、その他 設備：電気、ガス、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施工：普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	なし

第5 評価額算出の過程

目的物件は、一部は自用（空室）、その他の部分は賃貸借に供されている建物であり、その賃貸状況は概ね標準的なものであるので、本件評価では積算価格に加え、現行の賃貸条件を参考とし、自用部分については賃貸を想定して収益価格を求め、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を求める。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	231,000	1.05	442.97	0.80	85,950,000
2	231,000	1.05	292.29	0.80	56,720,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 川口-74

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示地価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 232,000\text{円}/\text{㎡} & \times & 101/100 & \times & 100/104.5 & \times & 100/97 & \div & 231,000\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、街路件等が劣る。

イ 個別格差：方位等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態、更地化の難易の程度等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	280,000	1,287.22	0.16	57,670,000

ウ 現価率：

主たる建物

経過年数約35年、経済的残存耐用年数約10年、観察減価率(中古建物の市場性・前記建物の利用状況等も考慮)-30%

(計算式) $10 / (35 + 10) \times (1 - 0.3)$

2 積算価格

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算して、下記のとおり積算価格を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	85,950,000	0.60	法定地上権	51,570,000
2	56,720,000	0.60	法定地上権	34,030,000

② 積算価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	積算価格 (円) (ア±イ) × ウ	構成比
1	85,950,000	-51,570,000		34,380,000	17.2%
2	56,720,000	-34,030,000		22,690,000	11.3%
3	57,670,000	+85,600,000	1.0	143,270,000	71.5%
積算価格 (合計)				200,340,000	100.0%

ウ 占有減価修正 : なし (賃貸用物件であるため長期賃借権は考慮しない)

Ⅱ 収益価格の試算

総収益から総費用を控除した純収益を還元利回りで還元して、下記のとおり収益価格を求めた。

総収益 (円) ア	総費用 イ	純収益 (円) ア×イ÷ウ	還元利回り エ	収益価格 (円) ウ÷エ
22, 539, 156	(1－0.30)	15, 777, 409	8.0%	197, 220, 000

総 収 益：当該地域における標準的な賃料を参考にして求めた。なお、競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであり、必ずしもこの収益等が実現するものとは限らない。

総 費 用：修繕費、維持管理費、公租公課、損害保険料、空室損失相当額を、総収益に対する経費率により求めた。

還元利回り：地価公示価格等の公的評価において全国的に採用されている基本利率5%を基本に、一般市場における収益物件の標準的な粗賃料利回り、地価水準、建物の経過年数及び償却率等を検討して求めた。

Ⅲ 評価額の判定

両試算価格にはやや開差が生じたが、元本と果実たる賃料の相関関係等を考量すると、この程度の開差はやむを得ない。よって、本件評価では現に賃貸借に供されている店舗事務所共同住宅等（一部自用）であることを考慮し、積算価格と収益価格を勘案して、土地及び建物の調整後の合計価格を下記のとおり査定し、さらに、この調整後の合計価格と各物件の積算価格の構成比に基づき、競売市場を前提とした評価額を以下のとおり求めた。

物件 番号	調整後の合計価格 (円) ア	構成比 イ	市場性 修 正 ウ	競売市場 修 正 エ	引受債務 相当額 (円) オ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	198,780,000	17.2%	1.0	0.7		23,930,000
2		11.3%	1.0	0.7		15,720,000
3		71.5%	1.0	0.7	1,757,000	97,730,000
一括価格 (合計)						137,380,000

ウ 市場性修正：なし

エ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

オ 引受債務相当額：要返還敷金を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（川口-74）

所 在：川口市坂下町3丁目586番2「坂下町3-12-14」

価 格：232,000円/㎡

位 置：

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：148㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 道 路：南西4.0m市区町村道

用 途 指 定 等：第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）

地 域 の 概 要：一般住宅のほかにアパート等が見られる住宅地域

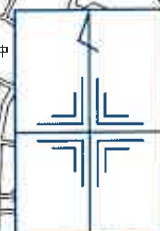
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写

埼玉県川口市坂下町2丁目 付近

位置図

1 : 10,000



物件所在地

基準地

©2022 MAPPLE INC.

Super Mapple Digital Ver.23

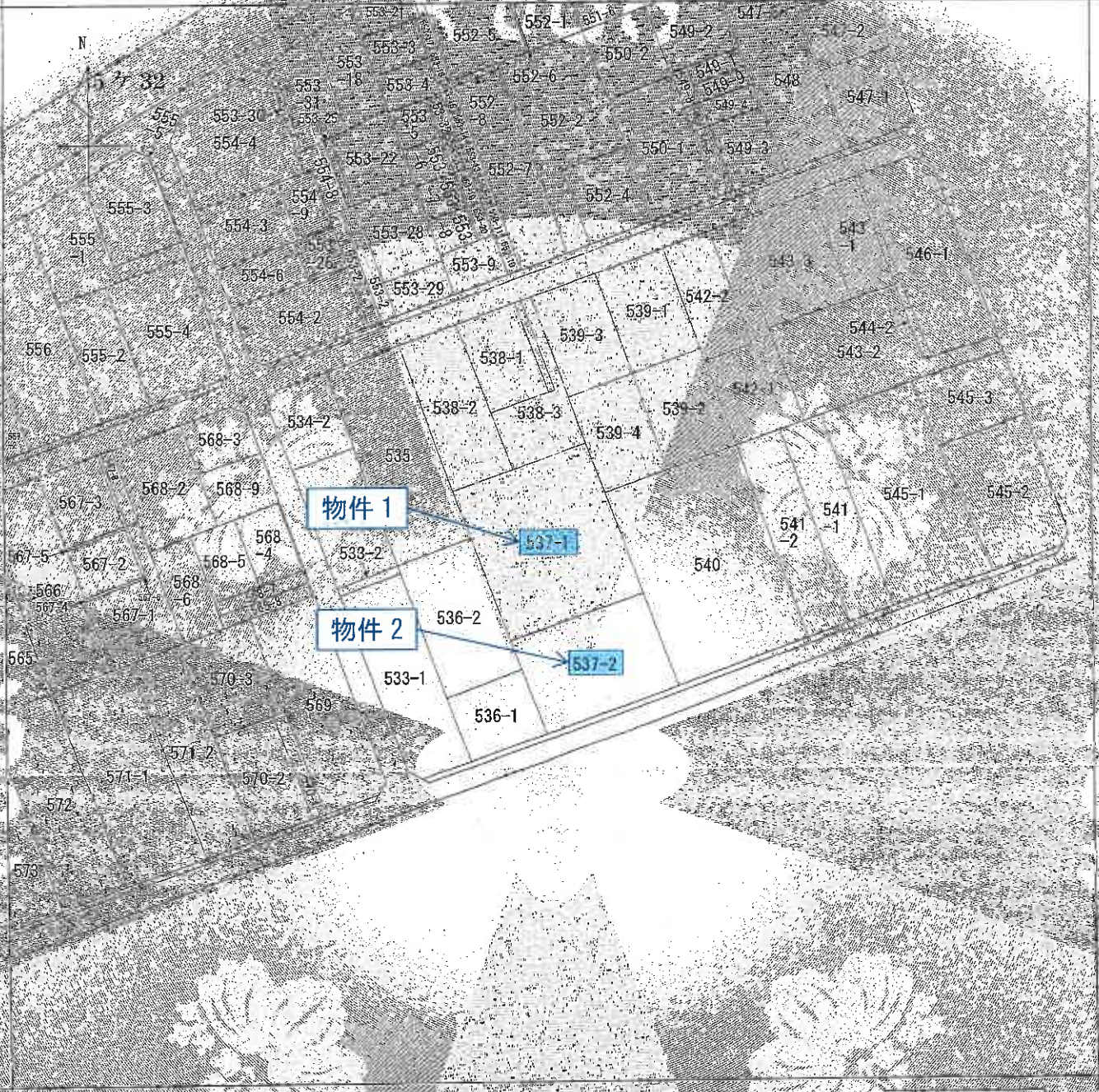
株式会社 昭文社

1 : 10,000 相当

印刷中心は 東経 139度44分26秒 北緯 35度49分48秒

イ 538-4
ロ 549-6

ハ 553-1
ニ 567-7



(注) 地図に準ずる図面は、土地台帳に記した内容と異なる場合、地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地台帳と異なる場合、地図を記載した図面に準ずる。

地番区域番号
537番1
537番2
537番3

出箱	1/1	地番	537番1	地番	537番1
作成年月日	令和5年7月26日	種類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
備考	備考	備考	備考	備考	備考

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年7月26日
さいたま地方方法務局川口出張所
登記官

請求番号：12-1
(1/1)

A3をA4に縮小コピー

登記年月日 平成27年10月26日

令和5年7月26日

0333415

1階平面図

H27.10.30

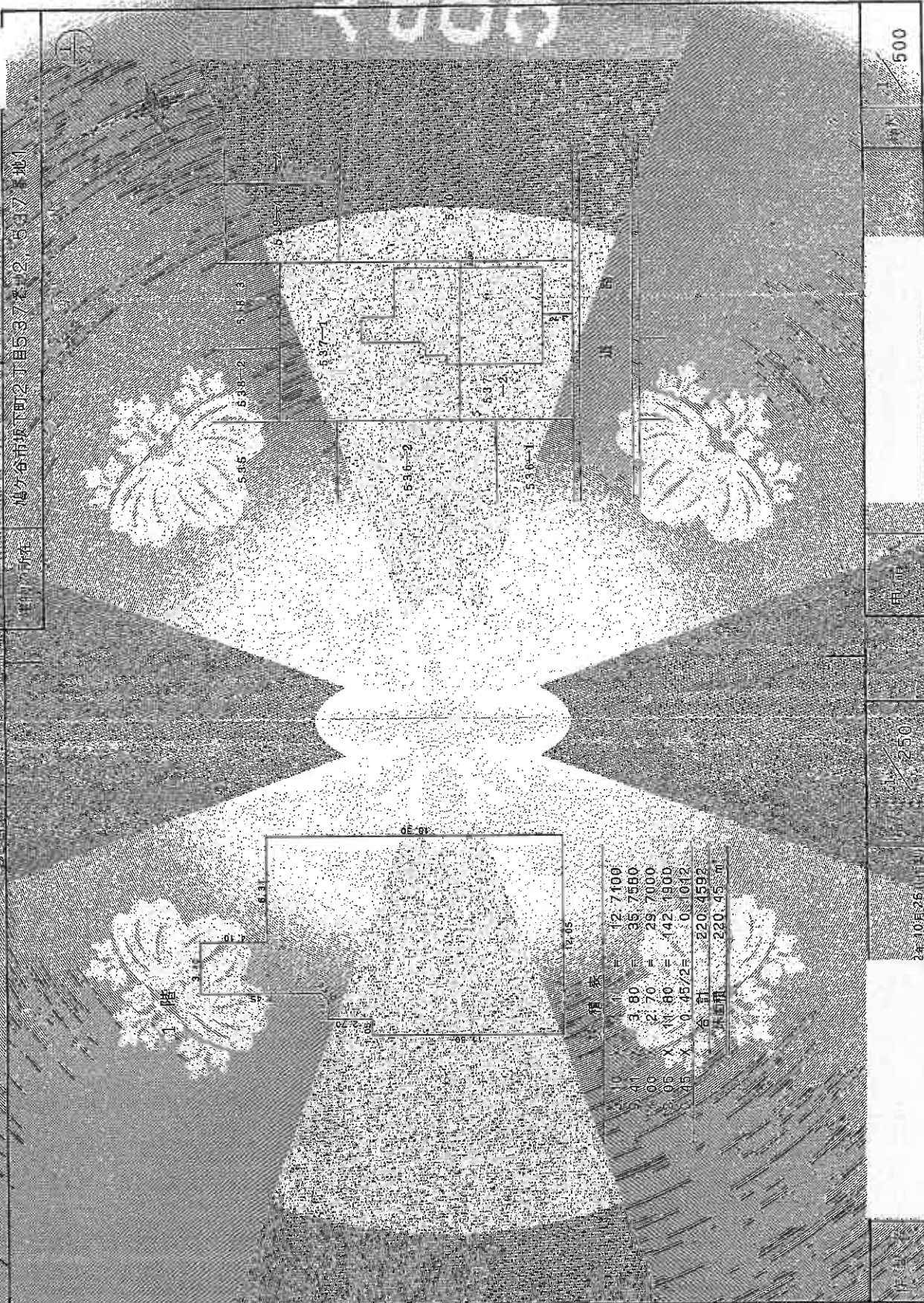
537-2

建物図面

537-2

537-2

建築物所在 旭ヶ谷市坂下町2丁目537番地2、537番地1



250

250

250

250

250

旭ヶ谷市坂下町2丁目537番地2、537番地1

旭ヶ谷市坂下町2丁目537番地2、537番地1

旭ヶ谷市坂下町2丁目537番地2、537番地1

請求番号: 12-2

図面に図面に関する変更内容を示す

登記年月日 平成24年10月30日

これは図面に記載された
令和5年7月26日

0333476

5階平面図

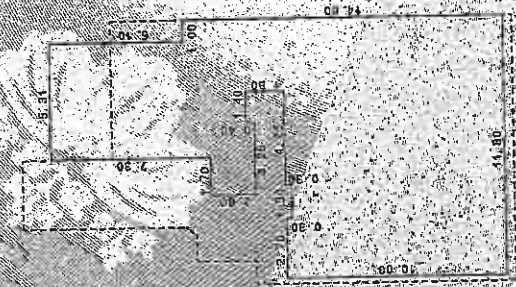
537-2

建築物の所在 旭ヶ谷市坂下町2丁目537番地 53番地

2/2

2階、3階、4階各階同型

5階



求積表

5.71	X	6.10	=	32.3910
6.31	X	1.20	=	7.5720
6.01	X	1.50	=	12.6150
3.26	X	0.40	=	1.3040
3.35	X	1.80	=	6.0300
7.50	X	0.50	=	2.2500
7.70	X	0.30	=	0.8100
31.80	X	9.70	=	114.4560
6.31				177.5530
合計				177.5530

求積表

5.71	X	6.10	=	32.3910
6.31	X	1.20	=	7.5720
6.01	X	1.50	=	12.6150
3.26	X	0.40	=	1.3040
3.35	X	1.80	=	6.0300
7.50	X	0.50	=	2.2500
7.70	X	0.30	=	0.8100
31.80	X	9.70	=	114.4560
6.31				177.5530
合計				177.5530

作成者

250

250

250

(株)五土地測量調査士会(用印)